

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 殿

厚生労働省雇用環境・均等局

有期・短時間労働課長

キャリアアップ助成金に係る周知について（依頼）

平素より厚生労働行政の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記キャリアアップ助成金（以下「本助成金」という。）については、平成25年度の制度創設以来、これまで助成額や助成メニューの拡充等を行ってきたところです。

今般、令和2年度第三次補正予算の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされ、就労経験のない職業に就くことを希望される方の紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組む派遣先事業主に対して、キャリアアップ助成金（正社員化コース）の助成対象を拡充しました（令和3年2月5日以降の取組が対象となります。）。

つきましては、都道府県労働局からも事業主の皆様への周知を行っているところですが、貴会におかれましても、貴会の会員企業等に対して周知していただくなどのご協力を賜りたく、コースの概要及び今般の拡充内容を記載したリーフレットを送付させていただきますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

【キャリアアップ助成金ホームページ】

※別添リーフレット及び本拡充要件に関する Q&A を掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

【留意点】

キャリアアップ助成金（正社員化コース）では、

- ・ 正社員として雇用することを約して雇い入れられた有期雇用労働者等でないこと
- ・ 正社員として直接雇用後の賃金を直接雇用前の賃金に比べ5%以上（令和3年度以降変更となる可能性があります。）増額させていること
- ・ 対象労働者が、直接雇用日の前日から過去3年以内に、直接雇用を行った事業所または親会社、子会社、関連会社等において正社員として雇用されたことがある者、請負若しくは委任の関係にあった者、役員であった者でないこと
- ・ 対象労働者が直接雇用を行った事業主の3親等以内の親族ではないこと

等の支給要件があり、これら要件を全て満たした場合のみ助成金を受給することができます。なお、その他詳細な要件等についてはホームページ掲載のパンフレット等をご確認ください。